

議案第53号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

次のとおり鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

（鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

| 改 正 後 | | | 改 正 前 | | |
|-----------------------------------|--------------|-----|-----------------------------------|--------------|-----|
| (設置) 第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。 | | | (設置) 第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。 | | |
| 種 別 | 名 称 | 位 置 | 種 別 | 名 称 | 位 置 |
| 略 | | | 略 | | |
| 肢体不自由児施設 及び重症心身障害 児施設 | 鳥取県立総合療育センター | 米子市 | 肢体不自由児施設 | 鳥取県立総合療育センター | 米子市 |
| 肢体不自由児施設 | 鳥取県立鳥取療育園 | 鳥取市 | | 鳥取県立鳥取療育園 | 鳥取市 |
| | 鳥取県立中部療育園 | 倉吉市 | | 鳥取県立中部療育園 | 倉吉市 |
| 略 | | | 略 | | |

(鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第54号）の一部を次のように改正する。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例第2条の改正文の第2段落中「条の表示及び」を「条及び項

の表示並びに」に改める。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例第2条の規定中、鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例第3条の改正規定を次のように改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| (利用の許可) 第3条 法令の特別の定めがある場合を除くほか、鳥取県立社会福祉施設を利用しようとする者は、 <u>知事（次条に規定する指定管理者が鳥取県立社会福祉施設の管理を行う場合にあつては、当該指定管理者。第12条から第14条までにおいて同じ。）</u> の許可を受けなければならない。 | (利用の許可) 第3条 法令の特別の定めがある場合を除くほか、鳥取県立社会福祉施設を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。 |

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例第2条の規定中、鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例第4条から第10条までを第7条から第12条までとする改正規定を次のように改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| (知的障害児施設における使用料等の徴収) 第7条 <u>障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第8</u> | (知的障害児施設における使用料等の徴収) 第4条 <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第4項</u> |

項に規定する短期入所（次条及び第9条において「短期入所」という。）に係る鳥取県立皆成学園の利用については、同法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の25第1項の措置による利用については、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、鳥取県立皆成学園における食事の提供その他の施設の利用（規則で定めるものに限る。）については、利用に係る実費を勘案して規則で定める額の使用料を徴収する。

（肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設における使用料及び手数料の徴収）

第8条 短期入所に係る鳥取県立総合療育センターの利用については、障害者自立支援法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、児童福祉法第21条の25第1項又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の32第1項の措置による利用については、この限りでない。

に規定する児童短期入所（次条及び第6条において「児童短期入所」という。）に係る鳥取県立皆成学園の利用については、同法第21条の10第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第21条の25第1項の措置による利用については、この限りでない。

（肢体不自由児施設における使用料及び手数料の徴収）

第5条 児童短期入所に係る鳥取県立総合療育センターの利用については、児童福祉法第21条の10第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第21条の25第1項の措置による利用については、この限りでない。

2 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第4条第4項に規定する知的障害者短期入所（次条において「知的障害者短期入

2 略

3 鳥取県立総合療育センターにおける健康保険法第63条第1項に規定する療養の給付の対象とならない予防接種及び虫歯予防フッ素塗布については、同法第76条第2項の厚生労働大臣が定めるところにより行う算定方法に準じて算定した規則で定める額の使用料を徴収する。

4 前3項に規定するもののほか、鳥取県立総合療育センターにおける食事の提供その他の施設の利用（規則で定めるものに限る。）については、利用に係る実費を勘案して規則で定める額の使用料を徴収する。

5 略

(知的障害者更生施設における利用料金)

第9条 短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、障害者自立支援法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基

所」という。）に係る鳥取県立総合療育センターの利用については、同法第15条の5第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第15条の32第1項の措置による利用については、この限りでない。

3 略

4 略

(知的障害者更生施設における使用料の徴収)

第6条 知的障害者短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用については、知的障害者福祉法第15条の5第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算

準により算定した費用の額とする。ただし、児童福祉法第21条の25第1項、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項又は知的障害者福祉法第15条の32第1項の措置による利用については、この限りでない。

2 知的障害者福祉法第5条第2項に規定する知的障害者施設支援に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用料金は、同法第15条の11第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。ただし、同法第16条第1項第2号の措置による利用については、この限りでない。

定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第15条の32第1項の措置による利用については、この限りでない。

2 児童短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用については、児童福祉法第21条の10第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第21条の25第1項の措置による利用については、この限りでない。

3 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の2第4項に規定する身体障害者短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用については、同法第17条の4第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第18条第1項の措置による利用については、この限りでない。

4 知的障害者福祉法第5条第2項に規定する知的障害者施設支援に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用については、同法第15条の11第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第16条第1項第2号の措置による利用については、この限りでない。

3 前2項に規定するもののほか、鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園における食事の提供その他の施設の利用（指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定めるものに限る。）に係る利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

4 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

5 第1項から第3項までの利用料金は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

（軽費老人ホームにおける使用料又は利用料金）

第10条 鳥取県立岩井長者寮の利用については、別表第3に定める額の範囲内において、利用者の経済的事情に応じて規則で定める額の使用料を徴収する。

2 鳥取県立福原荘の利用料金は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

3 前項の利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

4 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

5 前各項の使用料は、第9条の規定に基づき当該施設の管理に関する事務の委託を受けた社会福祉法人鳥取県厚生事業団にその収入として収受させる。

（軽費老人ホームにおける使用料の徴収）

第7条 鳥取県立岩井長者寮及び鳥取県立福原荘の利用については、別表第3に定める額の範囲内において、利用者の経済的事情に応じて規則で定める額の使用料を徴収する。

(使用料、手数料及び利用料金の減免)

第11条 略

2 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、鳥取県立福原荘に係る利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(使用料及び手数料の減免)

第8条 略

(管理の委託)

第9条 知事は、鳥取県立社会福祉施設の管理に関する事務を次のとおり委託する。

| 種 別 | 名 称 | 委 託 先 | 委 託 事 務 |
|-----------|--------------|----------------|--|
| 知的障害者更生施設 | 鳥取県立鹿野かちみ園 | 社会福祉法人鳥取県厚生事業団 | 施設設備の保全並びに入所者の保護及びその更生に必要な指導訓練に関する事務 |
| | 鳥取県立鹿野第二かちみ園 | | |
| 養護老人ホーム | 鳥取県立皆生尚寿苑 | 社会福祉法人鳥取県厚生事業団 | 施設設備の保全及び入所者の養護に関する事務 |
| 軽費老人ホーム | 鳥取県立福原荘 | 社会福祉法人米子福祉会 | 施設設備の保全及び入所者に対する給食その他日常生活上必要な便宜の供与に関する事務 |

(行為の制限等)

第12条 鳥取県立社会福祉施設においては、次の行為をしてはならない。

(1) 鳥取県立社会福祉施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、鳥取県立社会福祉施設の利用を拒み、又は鳥取県立社会福祉施設からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第13条 知事は、鳥取県立社会福祉施設の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者（法令の特別の定めにより鳥取県立社会福祉施設を利用する者を含む。以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第14条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 前条の命令に従わないとき。
- (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 利用許可の条件に違反したとき。
- (5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (6) 正当な理由がなく使用料又は利用料金を滞納したとき。
- (7) 正当な理由がなく引き続き30日以上利用しないとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、鳥取県立社会福祉施設の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(規則への委任)

第15条 略

(規則への委任)

第10条 略

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例第2条の規定中、鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例別表第2の改正規定を次のように改める。

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|---------------|--------------|---------------|--------------|
| 別表第2（第8条関係） | | 別表第2（第5条関係） | |
| 区 分 | 金 額 | 区 分 | 金 額 |
| 略 | | 略 | |
| 通院入院証明書以外の証明書 | 1通につき 1,990円 | 通院入院証明書以外の証明書 | 1通につき 1,990円 |
| 検査結果を記載した書面 | 1枚につき 10円 | | |

（鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第3条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|---------------------------------------|--|--------------------------------------|--|
| （知的障害者更生施設における利用料金） | | （知的障害者更生施設における利用料金） | |
| 第9条 略 | | 第9条 略 | |
| 2 <u>障害者自立支援法第5条第11項に規定する施設入所支援に係</u> | | 2 <u>知的障害者福祉法第5条第2項に規定する知的障害者施設支</u> | |

る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用料金は、同法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。ただし、知的障害者福祉法第16条第1項第2号の措置による利用については、この限りでない。

3～5 略

援に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用料金は、同法第15条の11第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。ただし、同法第16条第1項第2号の措置による利用については、この限りでない。

3～5 略

第4条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(利用の許可)</p> <p>第3条 法令の特別の定めがある場合を除くほか、鳥取県立社会福祉施設を利用しようとする者は、知事（次条に規定する指定</p> | <p>(利用の許可)</p> <p>第3条 法令の特別の定めがある場合を除くほか、鳥取県立社会福祉施設を利用しようとする者は、知事（次条に規定する指定</p> |

管理者が鳥取県立社会福祉施設の管理を行う場合にあつては、当該指定管理者。第13条から第15条までにおいて同じ。）の許可を受けなければならない。

（鳥取県立皆生尚寿苑における特定施設入居者生活介護等の利用に係る利用料金）

第10条 鳥取県立皆生尚寿苑の入所者による介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護の利用料金は、同法第41条第4項第2号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

2 鳥取県立皆生尚寿苑の入所者による介護保険法第8条の2第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護の利用料金は、同法第53条第2項第2号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

3 前2項の利用料金は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

（軽費老人ホームにおける使用料又は利用料金）

第11条 略

（使用料、手数料及び利用料金の減免）

管理者が鳥取県立社会福祉施設の管理を行う場合にあつては、当該指定管理者。第12条から第14条までにおいて同じ。）の許可を受けなければならない。

（軽費老人ホームにおける使用料又は利用料金）

第10条 略

（使用料、手数料及び利用料金の減免）

第12条 略

(行為の制限等)

第13条 略

(措置命令)

第14条 略

(利用許可の取消し)

第15条 略

(規則への委任)

第16条 略

第11条 略

(行為の制限等)

第12条 略

(措置命令)

第13条 略

(利用許可の取消し)

第14条 略

(規則への委任)

第15条 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は同年10月1日から、第4条の規定は規則で定める日からそれぞれ施行する。

(鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

2 鳥取県住民基本台帳法施行条例(平成14年鳥取県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第2条 法第30条の8第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第11号)による同条例第3条の許可(鳥取県立岩井長者寮に係るものに限る。)に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(6)～(11) 略</p> | <p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第2条 法第30条の8第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第11号)による同条例第3条の許可(鳥取県立岩井長者寮及び鳥取県立福原荘に係るものに限る。)に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(6)～(11) 略</p> |